平成２８年（フ）第１４３号
青森県八戸市諏訪３丁目17番１号　あっとはうす、前住所青森県三戸郡三戸町大字斗内字大谷地９番地１
破産者　沢田　真一
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
仙台市青葉区八幡３丁目４番14号　江刺コーポ202
破産者　佐藤　武人
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第９９号
宮城県大崎市古川北稲葉３丁目２番21号、従前の住所宮城県大崎市古川字上古川296番地１
破産者　石森元一郎
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
宮城県栗原市栗駒岩ケ崎大水門16番地
破産者　佐藤　康雄
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１１８９号
埼玉県川口市青木１丁目17番30号　アドアパレス川口103号、旧住所埼玉県川口市本町３丁目１番19号　ピアジュリン201号
破産者　ＳＵＮこと　糸賀　御弦
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２２７号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目633番地１　コスモヴィラⅡ103
破産者　大沢ユリ子
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２４７号
埼玉県川口市榛松３丁目３番33号　プロムナードミヤウチ102号、旧住所埼玉県春日部市大畑138番地３
破産者　楽友こと　粕谷　　裕
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５１２号
さいたま市見沼区大字中川370番地７、破産手続開始時の住所さいたま市桜区大字下大久保1699番地２（704）
破産者　板場　直樹
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３９号
埼玉県久喜市吉羽３丁目29番地５　パークハイツ吉羽202号
破産者　内村　健一
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２８１号
神奈川県小田原市中村原186番地の２　ダイアパレス西湘橘709
破産者　中西　貴志
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７号
長野県飯田市松尾上溝2844番地
破産者　宮内　啓市
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第２３４５号
大阪府箕面市稲５丁目15番38号
破産者　柿谷登志男
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２０１号
大阪府八尾市青山町２丁目７番12号　コンフォート青山202号、開始決定時大阪府八尾市高砂町３丁目85番地の14
破産者　金山光雄こと　金　　光雄
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３３６号
大阪府吹田市垂水町１丁目45番17号（303）、前住所大阪府豊中市上野西３丁目11番13―101号
破産者　木村　大介
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０９４号
大阪市西区靱本町３丁目６番８号507
破産者　松岡由佳利
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３６７号
大阪府守口市西郷通１丁目16番４号
破産者　柏原　修司
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４１４号
大阪市東淀川区下新庄４丁目21番17―203号
破産者　勇崎　茂雄
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部